

中小企業のための 法務講座



個人破産及び会社清算 に関して (2)

a 株主による任意清算とは？

『株主による任意清算』とは、会社を支払能力のある場合の清算手続きであり、すべての債務を全額支払い、株主は出資した資本を回収し清算する方法である。株主により提起され、株主主導で手続きを行う。負債のためではなく、他の理由、例えば典型的な理由は、株主がリタイヤする、会社の存在する意味が設立

当時と状況が変わった、あるいは、もともと、定款で定めた期限付きであった、などである。

この清算の一つの重要な条件は必ず支払能力があることである。つまり、負債に対してすべて弁済できる能力がある必要がある。この申請時には、取締役全員が必ず支払能力がある旨の確認書に署名しなければならぬ。無責任な確認は刑事責任を追求される恐れがある。



万が一、清算中に状況が変わり、負債が支払えなくなった場合は、この清算手続きを直ちに債権者による任意清算に変更する必要がある。簡単に言うと、すぐ債権者会議を開催する必要がある。特徴としては、この清算方法の会社は負債を支払えるため、債権者に債権者会議や報告義務がなく、破産管理局からの干渉もないため強制清算よりは

容易である。順調な場合で、1年程度の清算期間がかかる。『債権者による任意清算』とは、支払い不能に陥った会社株主により開始され、決議により、会社を清算する決定のことである。債権者裁判所で訴えられるよ

り、債権者や政府の諸役所（清算管理署、労務署、税務署）からの関与も頻繁になることである。a-cの任意清算の内、この債権者による自主精算の清算方法が圧倒的に多い。

清算にかかる期間は、債権者数や資産のリストアツプや処分にかかる時間により変動することになるため、一概には言えないが、通常約1年〜1年半かかることが多い。清算完了後、法人は完全に消滅し、復活はできない。

具体的には、明日の光熱費、賃金、材料費すら払えず、会社が1日でも継続すると、会社の「負債」がさらに増す状況下において一刻の猶予もない時である。夜、従業員が皆帰宅した後、すぐに扉に清算通知を貼る。次の日に従業員が出勤し気がつく様な清算であり、香港では時々新聞で見かけるドラマチックで、怒鳴る従業員が債権者会議に殺到することになる。私が手掛けたケースは会社で不正があつたため3年ほどかかったケースもある。

b 債権者による任意清算とは？

『債権者による任意清算』とは、支払い不能に陥った会社株主により開始され、決議により、会社を清算する決定のことである。債権者自身も株主である場合などである。この清算の特徴は、自ら清算を開始するもの、必ず債権者の会議や報告義務がある。c 特別手続きによる清算とは？

具体的には、明日の光熱費、賃金、材料費すら払えず、会社が1日でも継続すると、会社の「負債」がさらに増す状況下において一刻の猶予もない時である。夜、従業員が皆帰宅した後、すぐに扉に清算通知を貼る。次の日に従業員が出勤し気がつく様な清算であり、香港では時々新聞で見かけるドラマチックで、怒鳴る従業員が債権者会議に殺到することになる。私が手掛けたケースは会社で不正があつたため3年ほどかかったケースもある。

bとcはスタートが異なる

筆者紹介

ANDY CHENG
弁護士 アンディチエン法律事務所代表
米系法律事務所から独立し開業。企業向けの法律相談・契約書作成を得意としている。香港大学法律学科卒業、慶應義塾大学へ留学後、在香港日本国総領事館勤務の経験もありジェトロ相談員も務めていた。日本語堪能
www.andysolicitor.com
info@andysolicitor.com

